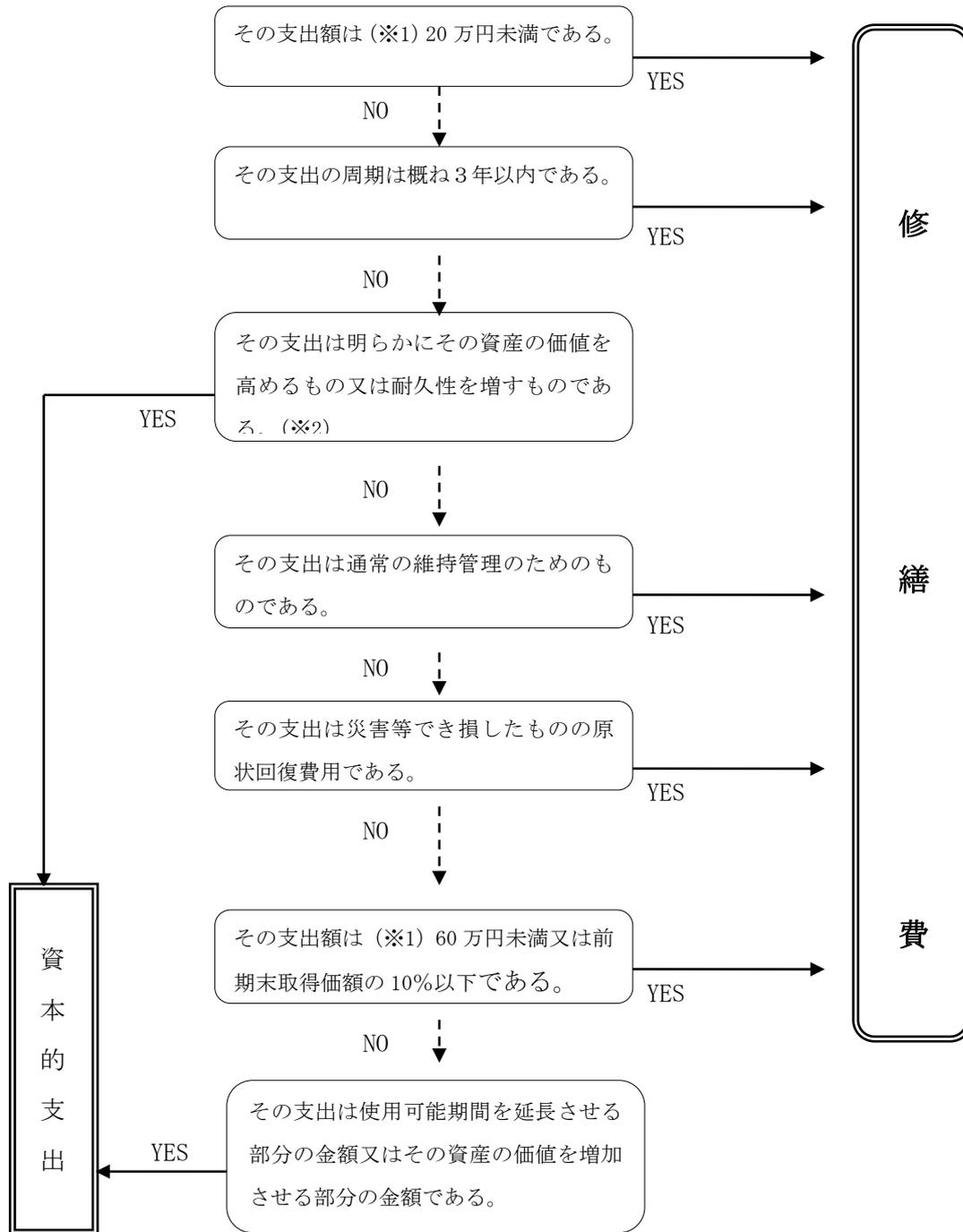


(別表3) 資本的支出と修繕費の区分判定表



※1 法人は、固定資産の計上基準を参酌し、合理的な金額を定めることができるものとする。  
 ※2 次に掲げる支出は、当該資産の価値を高めるもの又はその耐久性を増すもの(資本的支出)に該当する。  
 (1) 避難階段の取付けなど物理的に付加された部分の金額  
 (2) 用途変更の為の様様替え等改造改装に直接要した金額  
 (3) 固定資産の部分品を品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要すると認められる金額